別記

特定個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための特定個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（特定個人情報の持出しの禁止）

第３　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、特定個人情報を受注者の事務所の管理区域又は取扱区域の外へ持ち出してはならない。

（従業者に対する監督及び教育）

第４　受注者は、その使用する者（以下「従業者」という。）に対し、特定個人情報の委託に当たり、必要な監督及び教育を行うとともに、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（従業者の明確化）

第５　受注者は、発注者から委託を受けた業務に係る特定個人情報を取り扱う従業者を明らかにし、契約締結後、特定個人情報を取り扱う前に、その従業者の氏名を発注者に報告しなければならない。

（適正な管理）

第６　受注者は、この契約による業務に係る特定個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び損傷の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第７　受注者は､この契約による業務を処理するために特定個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（特定個人情報の目的外利用の禁止）

第８　受注者は、特定個人情報について、この契約による業務遂行のみのために利用するものとし、その他の目的には利用してはならない。

（複写等の禁止）

第９　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された特定個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限）

第１０　受注者は、発注者の書面により承認を得た場合を除き、特定個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

２　受注者は、前項の承認を受けた場合には、再委託に対し、本特記事項と同等の義務を課さなければならない。

３　受注者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

（再委託における条件）

第１１　発注者は、再委託の許諾に当たって、発注者が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか次の各号に掲げる事項について確認の上、許諾を行うものとする。

(1)　委託先の設備

(2)　委託先の技術水準

(3)　従業者に対する監督・教育の状況

(4)　その他委託先の経営環境

（資料等の返還等）

第１２　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（委託業務に係る報告及び実地調査）

第１３　発注者は、特定個人情報の安全管理の適正を期するため、受注者に対し、契約内容の遵守状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事故発生時における措置）

第１４　受注者は、この特定個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うも

のとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　受注者において特定個人情報の漏えい、紛失、改ざん等の事故が発生し、発注者が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、受注者は発注者の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合において、発注者が損害を被ったときは、発注者は受注者に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

（契約の解除及び損害賠償）

第１５　発注者は、受注者がこの特定個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。